

感企第 3747 号  
令和3年 12月6日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び  
航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

日頃から、本府保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和3年12月3日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり一部改正の事務連絡がありましたので、お知らせいたします。主な改正箇所は、太字下線部です。

当面の間、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者全員に対して、変異株PCR検査の実施が必要です。つきましては、自院でPCRまたは抗原定量検査を実施し、ねじ口で密封できる容器に検体（唾液、鼻咽頭ぬぐい液等）を採取されている場合は、陽性者の検体を廃棄せずに保管していただきますようご協力をお願いいたします。保健所からは、発生届受理後に改めて確認のご連絡をいたします。なお、自院で変異株PCR検査及びゲノム解析を実施されている場合は、引き続き自院で検査を実施していただき、速やかに検査結果を共有いただきますようお願いいたします。

つきましては、内容をご了知の上、貴会員へ周知方よろしくをお願いいたします。

【参考ホームページ】

- 大阪府「令和3年度感染症法関係通知」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>